

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月13日
【四半期会計期間】	第62期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	エスペック株式会社
【英訳名】	ESPEC CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石田 雅昭
【本店の所在の場所】	大阪市北区天神橋3丁目5番6号
【電話番号】	06（6358）4741（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 大島 敬二
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区天神橋3丁目5番6号
【電話番号】	06（6358）4741（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 大島 敬二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期 第3四半期 連結累計期間	第62期 第3四半期 連結累計期間	第61期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年12月31日	自平成26年4月1日 至平成26年12月31日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (百万円)	20,934	21,483	32,099
経常利益 (百万円)	1,263	1,685	2,370
四半期(当期)純利益 (百万円)	780	1,249	1,570
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,564	1,646	2,840
純資産額 (百万円)	31,671	34,055	32,811
総資産額 (百万円)	40,178	43,269	43,031
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	33.54	53.72	67.52
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	78.2	78.0	75.6

回次	第61期 第3四半期 連結会計期間	第62期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成25年10月1日 至平成25年12月31日	自平成26年10月1日 至平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	11.88	28.34

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社および当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
 また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間のわが国経済は、米国経済の拡大や円安を背景とした企業の競争力向上などにより回復基調が継続いたしました。一方で、欧州経済の減速や中東の地政学リスクなど世界経済への影響が懸念される状況となりました。

当社の主要顧客におきましては、自動車関連メーカーでは積極的な投資が継続するとともに、エレクトロニクス関連メーカーでも投資意欲の改善が見られました。

こうした中、当社は、米国をはじめ中国・東南アジアにおいて営業活動を強化するとともに、エコカーを中心とするグリーンテクノロジー市場において受注拡大に努めてまいりました。

こうした結果、当第3四半期連結累計期間の経営成績につきましては、前年同四半期連結累計期間比で受注高は9.7%増加し26,056百万円、売上高は2.6%増加し21,483百万円となりました。利益面につきましては、営業利益は34.5%増加し1,374百万円、四半期純利益は60.2%増加し1,249百万円となりました。

	前第3四半期連結累計期間 (第61期)(百万円)	当第3四半期連結累計期間 (第62期)(百万円)	増減率(%)
受注高	23,757	26,056	9.7
売上高	20,934	21,483	2.6
営業利益	1,021	1,374	34.5
経常利益	1,263	1,685	33.4
四半期純利益	780	1,249	60.2

セグメント別の業績

当第3四半期連結累計期間のセグメント別業績

	受注高 (百万円)	売上高 (百万円)	営業利益又は 営業損失() (百万円)
装置事業	21,157	16,968	1,131
サービス事業	4,137	3,869	288
その他事業	938	806	45
連結消去	177	160	0
計	26,056	21,483	1,374

<装置事業>

環境試験器につきましては、国内市場では投資意欲の改善が見られ、汎用性の高い標準製品が好調に推移いたしました。海外市場では、中国や欧州を中心に輸出が前年同四半期連結累計期間比で増加いたしました。こうした結果、環境試験器全体では受注高・売上高ともに前年同四半期連結累計期間比で増加いたしました。

エナジーデバイス装置につきましては、車載用二次電池の充放電評価装置や安全性試験装置の受注を獲得するとともに、パワー半導体の評価装置が堅調に推移し、受注高・売上高ともに前年同四半期連結累計期間比で増加いたしました。

半導体関連装置につきましては、特定の半導体メーカーや自動車関連メーカーからの受注があり、受注高は前年同四半期連結累計期間並みとなりましたが、売上高は好調であった前年同四半期連結累計期間の水準には及びませんでした。

FPD関連装置につきましては、採算面を重視して選別受注を行っておりますが、当第3四半期連結累計期間は大型案件が少なく、受注高は前年同四半期連結累計期間比で若干増加したものの、売上高は前年同四半期連結累計期間比で減少いたしました。

こうした結果、装置事業全体では、前年同四半期連結累計期間比で受注高は10.9%増加し21,157百万円となり、売上高は0.6%増加し16,968百万円となりました。営業利益につきましては、売上構成の変化などにより前年同四半期連結累計期間比で39.0%増加し1,131百万円となりました。

	前第3四半期連結累計期間 (第61期)(百万円)	当第3四半期連結累計期間 (第62期)(百万円)	増減率(%)
受注高	19,086	21,157	10.9
売上高	16,860	16,968	0.6
営業利益	814	1,131	39.0

<サービス事業>

アフターサービス・エンジニアリングにつきましては、前年同四半期連結累計期間比で受注高は若干減少したものの、売上高は増加いたしました。

受託試験・レンタルにつきましては、自動車市場において主力のテストコンサルティングが好調に推移し、受注高・売上高ともに前年同四半期連結累計期間比で増加いたしました。

こうした結果、サービス事業全体では、前年同四半期連結累計期間比で受注高は4.2%増加し4,137百万円、売上高は10.6%増加し3,869百万円となりました。営業利益につきましては、前年同四半期連結累計期間比で4.1%減少の288百万円となりました。

	前第3四半期連結累計期間 (第61期)(百万円)	当第3四半期連結累計期間 (第62期)(百万円)	増減率(%)
受注高	3,969	4,137	4.2
売上高	3,497	3,869	10.6
営業利益	300	288	4.1

<その他事業>

環境エンジニアリングの森づくりや植物工場事業が堅調に推移し、前年同四半期連結累計期間比で受注高は12.4%増加し938百万円となり、売上高は17.4%増加し806百万円となりました。利益面につきましては、前年同四半期連結累計期間比で改善したものの45百万円の営業損失となりました。

	前第3四半期連結累計期間 (第61期)(百万円)	当第3四半期連結累計期間 (第62期)(百万円)	増減率(%)
受注高	835	938	12.4
売上高	686	806	17.4
営業損失()	92	45	-

当社グループにおいては、お客さまの予算執行の関係により、契約上の納期が第2・第4四半期連結会計期間に集中する傾向が強いため、四半期別の売上高をベースとする当社グループの業績には著しい季節的変動があります。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末における総資産は43,269百万円で、前連結会計年度末と比べ238百万円の増加となりました。その主な要因は、受取手形及び売掛金の減少2,494百万円、仕掛品等のたな卸資産の増加1,817百万円、固定資産の増加873百万円などによるものであります。また、負債は9,213百万円で前連結会計年度末と比べ1,006百万円の減少となりました。その主な要因は、支払手形及び買掛金の減少591百万円、未払法人税等の減少187百万円、賞与引当金の減少215百万円などによるものであります。純資産は34,055百万円で前連結会計年度末と比べ1,244百万円の増加となり、その主な要因は利益剰余金の増加847百万円、その他有価証券評価差額金の増加294百万円、為替換算調整勘定の増加46百万円などによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はございませんが、平成26年11月13日に、第62期（平成26年度）から第65期（平成29年度）までのエスベック中期経営計画「プログレッシブ プラン2017」を発表いたしました。連結収益目標といたしましては、第65期に売上高400億円以上、営業利益40億円以上、営業利益率10%以上を目指してまいります。また、株主還元強化の取り組みとして、第65期までに配当性向40%を目指してまいります。

エスベック中期経営計画「プログレッシブ プラン2017」の成長のための3つの方向性は以下のとおりであります。

グループ連携の強化による成長する国・地域での売上拡大

開発・製造拠点のシフトが進むASEAN諸国において、サービス拠点や受託試験所を新設し、顧客対応力を強化するとともに販売拠点の充実により売上拡大を図ってまいります。中国市場では、新生産子会社「愛斯佩克試験儀器（広東）有限公司」の生産能力の増強と販売拡大に取り組んでまいります。また、トルコ、インドなど新興国での販売拡大を図ってまいります。

成長・戦略市場をターゲットとした事業領域の拡大

車載用二次電池を中心とするエナジーデバイス市場において、製品ラインナップと受託試験サービスを拡充してまいります。ライフ市場では、医薬品向け製品・サービスの充実を図るとともに、食品・化粧品分野への展開や医療機器の試験分野への取り組みを進めてまいります。また、航空宇宙分野など新しい領域の開拓にも努めてまいります。

国内環境試験事業の勝ち残り

ネットワークサービスなど当社独自のサービスや標準製品のモデルチェンジ・機種拡大により競争力を強化してまいります。また、先端技術開発のニーズによりスピーディに対応するため、カスタム製品のモジュール標準化を推進するとともに他社との協業に取り組み、対応範囲をさらに拡大してまいります。

なお、当期の連結収益目標・基本方針と重点戦略の進捗については、以下のとおりであります。

< 連結収益目標 >

売上高：330億円 営業利益：23億円（営業利益率7.0%）

< 基本方針 >

“よりスピーディ”に、“よりダイナミック”に成長戦略を推進する
国内市場で勝ち残るために“事業範囲の拡大”と“効率化”を図る

< 主な重点戦略 >

グループ連携の強化によるアジア・中国市場の開拓と攻略

当第3四半期連結累計期間においては、中国市場において環境試験器の輸出が増加するとともに中国子会社の販売も堅調に推移いたしました。また、自動車関連メーカーより二次電池の充放電評価装置の受注を獲得いたしました。ASEAN市場では、環境試験器の輸出は前年同四半期連結累計期間並みとなったものの、二次電池の充放電評価装置の受注を獲得し、売上高は前年同四半期連結累計期間比で増加いたしました。

グリーンテクノロジー市場に加え、ライフ市場への本格参入による事業領域の拡大

当第3四半期連結累計期間においては、グリーンテクノロジー市場では、車載用二次電池の分野を中心に市場開拓に取り組むとともに、11月には新たに2製品を発売し、製品ラインナップの拡充を図りました。また、受託試験サービスの充実を目的に、世界的な第三者試験認証機関テュフズードグループの日本法人であるテュフズードジャパン株式会社と業務提携いたしました。車載用パワー半導体の分野では、営業活動を強化し、評価装置の販売や受託試験が好調に推移いたしました。

国内環境試験事業の勝ち残り

当第3四半期連結累計期間においては、自動車市場を中心にカスタム製品の販売拡大に努め、受注高は前年同四半期連結累計期間比で増加いたしました。売上高は好調であった前年同四半期連結累計期間の水準には及びませんでした。一方で、汎用性の高い標準製品は、モデルチェンジが完了した主力3製品を中心に販売拡大に取り組み、好調に推移いたしました。また、標準製品において、7月に2製品、12月に1製品のモデルチェンジを行いました。

なお、当社は「財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダー（利害関係者）との信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

また、当社は当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前にと締役会の賛同を得ずに行われる株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主のみなさまの共同の利益に資さない大量買付を行う者が、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

基本方針の実現に資する取り組みの概要

() 企業価値の源泉

当社は「環境創造技術をかなめに展開するサービス」による「より確かな生環境の提供」をミッションとし、自らの手で次代を切り開く「プログレッシブ（進取的）」な精神のもと、いち早く環境試験の必要性を認識し、昭和36年に国内初となる環境試験器を開発するなど積極的に事業を展開してまいりました。

当社の企業価値の源泉は、独自の企業文化と当社成長を支える優秀な社員、国内外のお客さま、お取引先と構築した信頼関係をベースとして長年培ってきた高い技術・ノウハウや、世界に広がる生産・販売・サービスネットワーク、国際レベルの品質保証体制であり、それらにより「エスベック」ブランドは全世界のお客さまから高い信頼を得て、確固たる地位を確立しております。

また、当社のコアコンピタンスである「環境創造技術」をベースに、エネルギーデバイス装置や植物工場などの新たな市場に事業を展開し、安定的かつ持続的な企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に向けて、積極的に企業活動を推進しております。

() 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けて、4年を単位とする中期経営計画を作成し、中期的な事業の方向性を明らかにするとともに、年度単位の経営計画と重点施策に展開することで、より具体的な計画の推進と進捗管理を行っております。

また、当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つと認識するとともに、持続的な企業価値の向上が株主のみなさまの共同の利益の確保・向上の基本であると考えております。

配当金は、継続性と配当性向を勘案して決定し、内部留保金につきましては、将来の利益の源泉となる新製品開発や事業戦略への投資に活用することを基本方針としております。

() コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化

当社は、社外取締役を平成17年6月から導入しており、現在も取締役7名のうち、1名が社外取締役であります。社外取締役は平成26年3月期に13回開催された取締役会のすべてに出席し、活発な意見交換を行い適正な業務執行が行われるよう監視・監督を行っております。また、取締役の任期は1年とし、経営責任の明確化を図るとともに、業績連動型の報酬制度をとっております。

監査役は、4名のうち2名が社外監査役であり、平成26年3月期においては、13回開催された取締役会のすべてに監査役全員が出席し、業務運営の客観性と適正性及び透明性の確保に努めております。

また、意思決定および業務執行が、法令・定款・社内規定を遵守し適正に行われるために必要な体制・制度を整備し、その運営状況のチェックと自浄機能が作用する社内システムの維持・構築を内部統制の基本理念としております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みの概要

当社は基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大量買付行為（あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また、市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問わないものとします）を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます）が大量買付行為実施前に遵守すべき、大量買付行為に関する合理的なルール（以下「大量買付ルール」といいます）を定めております。大量買付ルールは、当社株主のみなさまが大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、更には当社株主のみなさまが当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大量買付者に対し、大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大量買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じて代替案の策定を行い、公表することとします。従いまして、大量買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大量買付者が、大量買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置を講じません。ただし、大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても大量買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を講じることがあります。このように、対抗措置を講じる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

本プランは、平成26年6月25日開催の当社定時株主総会において株主のみなさまのご承認を賜り継続しており、その有効期限は当該総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとなっております。

本プランの合理性の概要

本プランは、大量買付行為が行われる際に、株主のみなさまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保するなど、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保するための取り組みであり基本方針に沿うものであります。

また、（ア）買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること（イ）株主のみなさまの意思の重視と情報開示（ウ）独立性の高い社外者の判断の重視（エ）対抗措置発動に際し、合理的な客観的要件を設定していること（オ）デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないことなど、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

本プランの詳細につきましては以下の当社ホームページ

(http://www.espec.co.jp/corporate/newsrelease/140514/140514_2.pdf) に掲載しております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、813百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成27年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	23,781,394	23,781,394	東京証券取引所 (市場第一部)	1単元の株式数:100株
計	23,781,394	23,781,394	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	-	23,781,394	-	6,895	-	7,136

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 521,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,238,100	232,381	-
単元未満株式	普通株式 21,394	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	23,781,394	-	-
総株主の議決権	-	232,381	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式35株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) エスペック株式会社	大阪市北区天神橋3丁目5番6号	521,900		521,900	2.19
計	-	521,900		521,900	2.19

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）および第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,954	8,839
受取手形及び売掛金	12,868	10,373
有価証券	4,401	4,401
商品及び製品	340	843
仕掛品	952	2,008
原材料及び貯蔵品	1,226	1,484
その他	1,767	1,922
貸倒引当金	7	5
流動資産合計	30,503	29,868
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	3,186	3,260
土地	4,424	4,454
その他(純額)	1,646	1,808
有形固定資産合計	9,257	9,523
無形固定資産	246	320
投資その他の資産	1,302	1,356
固定資産合計	12,527	13,400
資産合計	43,031	43,269
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,104	4,513
未払法人税等	545	358
賞与引当金	360	144
役員賞与引当金	6	-
製品保証引当金	216	180
その他	2,264	2,180
流動負債合計	8,497	7,377
固定負債		
役員退職慰労引当金	19	12
退職給付に係る負債	96	42
資産除去債務	51	52
その他	1,554	1,728
固定負債合計	1,721	1,836
負債合計	10,219	9,213

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,895	6,895
資本剰余金	7,172	7,172
利益剰余金	18,838	19,685
自己株式	360	360
株主資本合計	32,546	33,393
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	813	1,107
土地再評価差額金	743	743
為替換算調整勘定	33	79
退職給付に係る調整累計額	97	82
その他の包括利益累計額合計	5	361
少数株主持分	258	300
純資産合計	32,811	34,055
負債純資産合計	43,031	43,269

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	20,934	21,483
売上原価	13,753	13,483
売上総利益	7,180	8,000
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	1,938	2,052
賞与引当金繰入額	42	42
製品保証引当金繰入額	113	121
役員賞与引当金繰入額	2	-
その他	4,060	4,409
販売費及び一般管理費合計	6,158	6,626
営業利益	1,021	1,374
営業外収益		
受取利息	23	35
受取配当金	51	60
為替差益	114	181
その他	63	47
営業外収益合計	252	323
営業外費用		
支払利息	0	1
支払手数料	7	7
その他	3	4
営業外費用合計	11	13
経常利益	1,263	1,685
特別利益		
固定資産売却益	1	1
投資有価証券売却益	1	-
受取保険金	-	264
特別利益合計	2	265
特別損失		
固定資産除却損	2	0
投資有価証券評価損	-	1
その他	-	0
特別損失合計	2	1
税金等調整前四半期純利益	1,263	1,949
法人税、住民税及び事業税	443	666
少数株主損益調整前四半期純利益	819	1,282
少数株主利益	39	33
四半期純利益	780	1,249

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	819	1,282
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	359	294
為替換算調整勘定	384	54
退職給付に係る調整額	-	15
その他の包括利益合計	744	363
四半期包括利益	1,564	1,646
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,495	1,605
少数株主に係る四半期包括利益	69	41

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

前連結会計年度より重要な変更はありません。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

前連結会計年度より重要な変更はありません。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

なお、当第3四半期連結累計期間の連結財務諸表に与える影響額は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
投資その他の資産	37百万円	33百万円

2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形割引高	- 百万円	23百万円
受取手形裏書譲渡高	21	5

3 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。

コミットメントラインに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
コミットメントラインの総額	3,000百万円	3,000百万円
借入実行残高	-	-
差引額	3,000	3,000

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

当社グループにおいては、契約上の納期が第2および第4四半期連結会計期間に集中する傾向があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	418百万円	472百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	186	8	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金
平成25年11月11日 取締役会	普通株式	162	7	平成25年9月30日	平成25年12月3日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	302	13	平成26年3月31日	平成26年6月26日	利益剰余金
平成26年11月13日 取締役会	普通株式	162	7	平成26年9月30日	平成26年12月3日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	装置事業	サービス 事業	その他事業			
売上高						
外部顧客への売上高	16,860	3,395	678	20,934	-	20,934
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	102	8	111	111	-
計	16,860	3,497	686	21,045	111	20,934
セグメント利益又は セグメント損失()	814	300	92	1,021	0	1,021

(注)1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	装置事業	サービス 事業	その他事業			
売上高						
外部顧客への売上高	16,957	3,720	805	21,483	-	21,483
セグメント間の内部売上高 又は振替高	11	148	0	160	160	-
計	16,968	3,869	806	21,644	160	21,483
セグメント利益又は セグメント損失()	1,131	288	45	1,374	0	1,374

(注)1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	33円54銭	53円72銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	780	1,249
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	780	1,249
普通株式の期中平均株式数 (千株)	23,259	23,259

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成27年 2 月12日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与、福利厚生の拡充、および株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®) 」 (以下、「本プラン」という) の導入を決議いたしました。

1 . 本プランの概要

本プランは、「エスベック従業員持株会」 (以下、「持株会」という) に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「エスベック従業員持株会専用信託」 (以下、「従持信託」という) を設定し、従持信託は、今後 3 年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得いたします。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、かかる保証行為に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

2 . 従持信託の概要

- (1) 名称： エスベック従業員持株会専用信託
- (2) 委託者： 当社
- (3) 受託者： 野村信託銀行株式会社
- (4) 受益者： 受益者適格要件を満たす者
(受益権確定事由の発生後、一定の手続を経て存在するに至る)
- (5) 信託契約日： 平成27年 2 月12日
- (6) 信託の期間： 平成27年 2 月12日から平成30年 3 月30日まで
- (7) 信託の目的： 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給および受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付
- (8) 受益者適格要件： 受益者確定手続開始日 (信託期間満了日が到来し信託財産の換価処分が終了した日、信託財産に属する当社株式が本持株会へ全て売却された日等) において生存し、かつ、本持株会に加入している者 (ただし、本信託契約の締結日である平成27年 2 月12日以降受益者確定手続開始日までに、定年退職、転籍、役員への昇格によって本持株会を退会した者を含む) を受益者といたします。

3 . 従持信託による当社株式の取得の内容

- (1) 取得する株式の種類： 当社普通株式
- (2) 株式の取得価格の総額： 196百万円を上限とする
- (3) 株式の取得期間： 平成27年 2 月17日から平成27年 4 月17日まで
- (4) 株式の取得方法： 取引所市場より取得

2 【その他】

平成26年11月13日開催の取締役会において、第62期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 中間配当額の総額 | 162百万円 |
| (2) 1株当たり中間配当金 | 7円00銭 |
| (3) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成26年12月3日 |
- (注)平成26年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月12日

エスベック株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石黒 訓 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 森村 圭志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエスベック株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エスベック株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。